

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

志 賀 町 長

市町村名 (市町村コード)	志賀町 (384)	
地域名 (地域内農業集落名)	志加浦南部 (上野、安部屋、安部屋営団、町、川尻)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月9日 (2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区内の農業者は水稻経営が主で、農地は担い手を中心に集積化が進んでいるが、圃場の区画面積は小さく、水稻の土地利用型農業では効率的な経営は難しい状況となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地の大区画化を行うため圃場整備事業を実施し、農業の担い手となる新規就農の促進を図るとともに、圃場整備後には担い手を中心に農地を集積し、大区画圃場の実現による効率的な生産体制を整える。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	154.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	109.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

志加浦南部地区内

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
圃場整備を契機に、担い手に農地の集積・集約化を図る。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構を活用し、圃場整備区域以外の農業者の農地を担い手に利用を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針
事業採択済み
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内の農業法人が水稻、大麦、かぼちゃの複合経営を行っており、圃場整備を見据えて、町、JAなどと連携して担い手の育成に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
-

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	
【選択した上記の取組方針】				
0				